

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (文書課)	1
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	1
○競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令…………… (建設管理課)	2

訓 令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令
北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。
目次中「第34条の2」を「第34条の3」に改める。
第5章中第34条の2の次に次の1条を加える。
（延長された保存期間の短縮）

第34条の3 前条第2項の規定により保存期間を延長された文書について、当該延長された保存期間が満了する前に業務の遂行上必要がなくなったと認められるときは、当該延長された保存期間を短縮することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により延長された保存期間の短縮について準用する。
第43条第2項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 保存期間の起算日から5年を経過していないもので、保存期間が10年以上のもの（第1号に該当するものを除く。）

(4) 保存期間の起算日から5年を経過したもので保存期間が10年以上のもののうち、次条第1項ただし書に規定する主務課において保存することが適当と認められるもの
第44条第2項中「及び第2号」を「から第4号まで」に改める。

別表の付表中

「イノベーション推進局財産活用課」を「財 産」を

「イノベーション推進局財産活用課
イノベーション推進局契約マネジメントセンター」を「財 産」に、
「契 約」

「感染症対策局感染症対策課」を「健康安全局感染症対策課」に、

「会計管理室経理課」を「局 経」を
「会計管理室調達課」を「局 調」

「会計管理室経理課」を「局 経」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第11号中「センター」の次に「（第14号において「課等」という。）」を加え、同条第14号中「課に」を「課等に」に改める。

別表第4の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第2項第1号中「市町村」の次に「（札幌市を除く。）」を加え、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第20項第54号中「第43条の7第1項」を「第49条第1項」に改め、同項第55号中「第43条の7第2項」を「第49条第2項」に改め、同表の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第5項第21号中「第36条第2項」を「第36条第3項」に改め、同項第22号中「第36条第3項」を「第36条第4項」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第14項第22号中「連携管理保全事業」を「連携管理保全計画」に改め、同項第23号中「連携管理保全事業」を「連携管理保全計画を認可した旨」に改め、同表の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第1項中第43号を第44号とし、第36号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、同項第35号中「漁業法施行令（昭和25年政令第30号）」を「政令」に改め、同号を同項第36号とし、同項第34号の次に次の1号を加える。

(35) 漁業法施行令（昭和25年政令第30号。次号において「政令」という。）第10条第2項の規定に基づき、認定協定の軽微な変更の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第15項第2号中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改め、同項中第15号を第16号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第10条の3第2項の規定に基づき、監督処分を受けた者が当該監督処分に従わなかった旨等を公表すること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項（石狩振興局、日高振興局、檜山振興局及び根室振興局に限る。）第4項第5号中「（本庁に置かれた建築主事又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）が確認済証を交付した建築物であって、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの（以下この項において「本庁確認建築物」という。）に係るものを除く。）」を「。ただし、本庁において権限を行使することを妨げるものではない」に改め、同項第6号、第7号及び第14号中「（本庁確認建築物に係るものを除く。）」を「。ただし、本庁において権限を行使することを妨げるものではない」に改め、同項第20号中「建築主事等」を「建築主事又は建築副主事」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

札幌道税事務所

1 地方税法の施行に関する事務

(1) 第47条の規定に基づき、札幌市に対して、個人の道民税に係る徴収取扱費を交付すること。

別表第5第7項第14号中「第36条第3項」を「第36条第4項」に改め、同表第24項第5号中「（本庁に置かれた建築主事又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）が確認済証を交付した建築物であって、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの（以下この項において「本庁確認建築物」という。）に係るものを除く。）」を「。ただし、本庁において権限を行使することを妨げるものではない」に改め、同項第6号、第7号及び第14号中「（本庁確認建築物に係るものを除く。）」を「。ただし、本庁において権限を行使することを妨げるものではない」に改め、同項第20号中「建築主事等」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

別表第6の農業大学校長の決裁事項の項中「総務部」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北海道訓令第6号

本 庁
出 先 機 関

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令

競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「イノベーション推進局財産活用課保全担当課長」を「イノベーション推進局財産活用課保全担当課長 イノベーション推進局契約マネジメントセンター所長」に、「財務指導課長 会計管理室調達課長」を「財務指導課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。